

保育所等の利用における調整のための基準
（保育所等利用調整基準）

（１）基本指数表

保育を必要とする理由			指数
①就労	外勤	160時間以上	100
		140時間以上	90
		120時間以上	80
		100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
	自営・農業（事業主又は家計の主体者）	160時間以上	100
		140時間以上	90
		120時間以上	80
		100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
	自営・農業（協力者）	120時間以上	80
		100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
	内職		40
②妊娠、出産	妊娠・出産		80
③保護者の疾病、障害	入院	概ね1か月以上にわたる入院	100
	疾病	入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で1か月以上にわたる病臥	100
		週3日以上の特通加療を要する場合及び精神疾患	80
		上記以外で1か月以上にわたり継続的な特通加療が必要と認められる場合	60
	障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、要介護4・5級	100
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、要介護3級	80
		身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C、要介護1・2級	60
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護・看護	介護・看護が必要な人が入院・通院等	80
		介護・看護が必要な人が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、要介護4・5級	100
		看護が必要な人が身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、要介護3級	80
		介護・看護が必要な人が身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C、要介護1・2級	60
⑤災害復旧	災害復旧		100
⑥求職活動	求職活動		20
⑦就学	就労を目的とする就学 ただし、他に就労している場合、就労時間を就学時間に加算した時間	160時間以上	100
		140時間以上	90
		120時間以上	80
		100時間以上	70
		80時間以上	60
		60時間以上	50
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること		200
⑨育児休業	・育児休業取得前から継続して保育所等を利用している2歳児クラスの児童の保護者 ・育児休業を取得している3歳児クラス以上の児童の保護者		20
⑩その他	その他上記に類する状態として福祉事務所長が認める場合		～200

(2)調整指数表

内容		指数
3人以上の入所	4項目について、最も指数の高い1項目のみを優先要件として加算する	9
育休・産休明け		8
きょうだい同時申込み きょうだい同時入所中		7
生活保護		6
ひとり親世帯		100
保護者が市内保育所等において月120時間以上保育に従事している	全ての保護者の就労状況を確認し、それぞれの指数を加算する	50
保護者が市内保育所等で60時間以上120時間未満又は市内保育所等以外の施設・事業所において60時間以上保育に従事している		20
市内の年齢に上限のある保育所等の卒園に伴う転所申込み		19
保育可能な65歳未満の祖父母と同居している		-15
保育料等滞納者		-39
その他	その他上記に類する状態として福祉事務所長が認める場合	～100

(3)同一指数時の順位表（基本指数と調整指数の合計が同一の場合）

優先順位	内容
1	両親ともに不存在又はひとり親世帯
2	市内の年齢に上限のある保育所等の卒園に伴う転所申込み
3	保護者の基本指数のうち、いずれか低い方の指数が高い世帯
4	きょうだいが市内保育所等に在園している
5	保護者の基本指数のうち、いずれか低い方の項目を次の順位で優先する 災害復旧＞疾病・障害＞居宅外労働（自営、農業を除く）＞自営（居宅外）＞自営（居宅内）＞農業＞就学＞妊娠・出産＞親族の介護＞内職＞求職活動＞育児休業
6	保護者の基本指数のうち、いずれか低い方の就労時間数の長い世帯
7	保護者の基本指数のうち、いずれか高い方の項目を次の順位で優先する 災害復旧＞疾病・障害＞居宅外労働（自営、農業を除く）＞自営（居宅外）＞自営（居宅内）＞農業＞就学＞妊娠・出産＞親族の介護＞内職＞求職活動＞育児休業
8	保護者の基本指数のうち、いずれか高い方の就労時間数の長い世帯
9	校区内に居住している世帯

（備考）

* (1)基本指数と(2)調整指数を合計したものを世帯の指数とし、高い順に入所を決定する。
世帯の指数が同一の場合は(3)同一指数時の順位表の優先順位により入所を決定する。

* (1)基本指数は保護者それぞれにつき高い方の項目を採用する。

* ①就労の就労時間数は「就労証明書」の「1か月あたりの労働・休憩時間」とする。

*(2)調整指数は保護者の該当する項目の合計指数を加算する。

* 保育所等とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等とする。